

最近の EU の経済動向と景気対策

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

EU の欧州委員会は 2009 年 1 月の中間経済予測で、EU とユーロ圏経済の景気後退は 09 年央まで続き、10 年に入ってようやく緩やかな回復に向うと予測している。しかし、EU 経済には引き続き様々な下振れリスクが内在しており、欧州委員会の予測どおりに 10 年に回復に向うのかどうか予断を許さない状況にある。今年 4 月に発生した新型インフルエンザも世界の経済や貿易にとって新たなリスクになる可能性があり注目される。今回の経済危機に対して EU 機関や加盟国は大規模な経済回復計画を実施し、成長を下支えするうえで一定の効果があつたと評価されている。しかし、景気回復計画の実施に伴い各国は、安定・成長協定に定められた財政基準（GDP 比 3%）を超える大幅な財政赤字に見舞われている。通貨ユーロの信認を維持するためにも、各国は景気が回復した段階で、財政赤字の削減に取り組むことになるが、赤字削減には大きな困難も予想され、今回の景気後退は景気が回復した後も大きな爪あとを残しそうである。

I 深刻な危機に直面した欧州 経済

2008 年の欧州委員会による秋季経済予測では、09 年の EU の実質 GDP 成長率は 0.2% と縮小の方向の危険性が指摘された。秋季経済予測

の発表後も情勢はさらに悪化し、08年12月のEU統計局による08年第3四半期のGDP成長率発表で、ユーロ圏はすでにリセッション入りしていることが確認された(2期連続マイナス成長)。09年1月発表の中間経済予測では、秋季経済予測からさらに下方修正し、09年の実質GDP成長率をマイナス1.8%としている。

その後、欧州委員会は09年5月にまとめた経済予測で09年の実質GDP成長率をユーロ圏、EUともにマイナス4%と下方修正しており(1月予測と比べてそれぞれ1.9ポイントと1.8ポイントの下方修正)、経済悪化は一段と深刻になってきている。

ここでは欧州委員会の09年1月発表の中間経済予測をベースに最近のEU経済の動向と見通しを概観する。

<08年以降景気後退入り>

欧州では09年の金融市場の急速な悪化により、実体経済への影響がますますはっきりとあらわれてきた。08年第3四半期までにユーロ圏経済は、GDPが2四半期連続して縮小したため、初の景気後退期に入った。08年第3四半期においては、ユーロ

圏、EUともにGDPは前期比でマイナス0.2%となり、欧州委員会の秋の予測よりも下回った。特に、ドイツ、イタリア、フィンランド、デンマーク、エストニア、スウェーデンおよび英国の落ち込みが深刻であった。

消費は、実質可処分所得の伸び悩みや失業率の上昇などにより、08年第2四半期の縮小に引き続き第3四半期も停滞した。また、投資も、設備稼働率の大幅な低下や経済活動の悪化見通しの影響で減少した。貿易は、輸出が世界貿易の停滞により、08年第3四半期には前期並みの水準にとどまり、その結果、年間の輸出の伸びは03年以降最も低い2%の伸びにとどまった。しかし、輸入は強くりバウンドし(前期比で1.4%増)、その結果、ネットの輸出はGDPの成長をかなり引き下げることになった(成長への寄与率はマイナス0.6%)。

ユーロ圏の08年第4四半期におけるGDPは前期比で1.5%減少し、EU全体では1.3%減少したものと推定されている。08年10月における工業生産は、ユーロ圏、EUともに前月比で1.2%減少した(前年同月比では約5%減)。また、新規工業受注額

はユーロ圏で前年比 15.1%、EU で同 17.9%減少した。一部で数週間工場を閉鎖した自動車産業の場合には、08年第3四半期の新車登録台数は前期比で8%の減少であったが、11月の新車登録台数は前年同月比で24%減少した。

一方、小売り売上は08年に特にユ

ーロ圏でマイナス 1.5%と前年に引き続き減少した。特に、12月には消費者に対する企業の信認が空前の低い水準に落ち込み、家計への融資増加率は減速した。このため、08年第4四半期には民間消費の新たな減退が起こり、消費の停滞は近い将来においても続くものと予測されている。

表 I - 1 EUの主要経済指標 (09年1月の中間経済予測)

(単位：前年比%)

				09年1月予測			08年秋季予測との差	
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2009	2010
GDP	2.0	3.1	2.9	1.0	-1.8	0.5	-2.0	-0.6
民間消費	2.0	2.3	2.2	1.0	-0.4	0.4	-0.6	-0.4
政府消費	1.6	1.9	2.0	2.2	1.5	1.1	0.2	-0.1
総投資	3.6	6.1	5.4	0.4	-5.9	-0.6	-4.0	-1.5
雇用	0.8	1.5	1.7	0.9	-1.6	-0.5	-1.1	-0.6
失業率 (労働力に占める比率)	8.9	8.2	7.1	7.0	8.7	9.5	0.9	1.4
インフレ	2.3	2.3	2.4	3.7	1.2	1.9	-1.2	-0.3
財政収支 (GDPに占める比率)	-2.4	-1.4	-0.9	-2.0	-4.4	-4.8	-2.1	-2.2
政府債務 (GDPに占める比率)	62.7	61.3	58.7	60.6	67.4	70.9	6.5	9.1
調整済み経常収支 (GDPに占める比率)	-0.2	-0.8	-0.7	-1.0	-1.5	-1.4	-0.8	-0.8

(出所) 欧州委員会、Interim Forecast January 2009

＜景気後退は09年央まで続く＞

景気後退は2009年も続くものと予想され、09年上半期にはGDPの更なる減少が予想されている。製造業の購買担当者指数（PMI = Purchasing Manager's Index）は12月にさらに落ち込み33.9という歴史的な低水準になった。サービス部門のPMIも42.1ポイントに下落した。その結果、総合PMIは12月には38.2と歴史的な低水準に落ち込み、ユーロ圏においては経済活動の強い落ち込みが続いていることが確認された。景況指標（The Economic Sentiment Indicator ; ESI）も08年10月と11月にすでに落ち込みが観測された。景況指標はEUで7ポイント、ユーロ圏でほぼ8ポイントの下落となり、それぞれ63.5と67.1となってこれまでの最も低い水準となった。

＜幅広い分野で下振れ＞

経済の景気後退は、政府支出と公共投資を除くあらゆる需要構成要素に影響を与えている。可処分所得は09年における高い失業率と低い賃金の伸びによってマイナスの影響を受けることが予想される。加えて、

経済の先行きに対する懸念や労働市場の悪化が家計に慎重な態度をとらせる要因になるものとみられる。その結果、民間消費は、09年には前年よりもさらに落ち込み、10年に入ってようやく若干の回復を示すものと予想されている。

民間投資は、全般的な経済の悪化や一部の加盟国で進行している住宅危機によって深刻な影響を受けている。ユーロ圏における住宅投資は、09年に約9%減少し、10年においても落ち込み幅は小さくなるものの縮小を続けるものと予想されている。同様のパターンは、機械や設備の投資においても予想されている。

しかし、政府支出と公共投資は成長に寄与するものと期待されている。政府支出は09年に1.5%分の経済成長に寄与し、10年には1%以上の成長に寄与するものと期待されている。経済成長見通しは、EUとユーロ圏でこれまで発表された経済回復策が実施されない場合にはかなり悪いものになり、全体としての成長は中間経済予測よりも09年には約0.75ポイント、10年においては0.3~0.5ポイント低下するものと予測されている。

一方、EUの財とサービスの輸出は世界貿易の停滞で09年に約3.5%、ユーロ圏においては4%以上減少すると予測されており、10年になってようやく緩やかな回復を示すものと予測されている。その結果、ネットの対外需要の成長への寄与は09年においてはマイナスになると予測されており、10年においても極めてわずかな寄与にとどまるものと予測されている。

<10年には緩やかなU字型回復か>

全般的に見て、四半期別のGDP

の成長は2009年末に向けて安定に向うものと期待されている。その結果、通年で見ると09年のGDPの減少は2%を下回るものと予測される。09年第4四半期のGDPの減少率は前年同期よりも軽微になるものの、09年の年間平均成長率には、方向転換は起こらないものとみられる。

10年には、経済回復計画や金融緩和の効果があらわれて、経済成長は再びプラスになるものと予想されているが、同年末までは比較的低い成長にとどまるものとみられる。

表 I - 2 GDP 成長要因

EU	2008	2009	2010
前年からのキャリーオーバー	0.8	-1.1	0.0
第4四半期の前年同期比増減	-1.0	-0.7	0.9
年平均	1.0	-1.8	0.5
ユーロ圏	2008	2009	2010
前年からのキャリーオーバー	0.6	-1.2	0.1
第4四半期の前年同期比増減	-1.2	-0.6	0.7
年平均	0.9	-1.9	0.4

(出所) 欧州委員会、Interim Forecast January 2009

＜労働市場にも影響＞

2005年から07年に好調に推移していた労働市場はほとんどの加盟国で08年を通じて軟化し始めた。もともと第1～3四半期間のドイツにおける活発な雇用創出は全体としてのEUとユーロ圏における影響を限定的なものとした。08年第3四半期におけるユーロ圏の雇用は第2四半期に比べて0.1%減少し、EUにおいては第2四半期と同じ水準で停滞した。

今後、労働市場の状況は、企業が需要の減退と金融のひっ迫に対応するに従って、ますます悪化するものと予測されている。雇用は08年の減退に続き、09年には、ユーロ圏、EUともに1.5%以上の顕著な減少を示すものと見られている。雇用の減少のペースは10年には鈍化し、両地域で約0.5%の減少になるものと予測されている。その結果、失業率は08年初めの低い水準と比べて3ポイント近く上昇するものと予測され、10年の失業率はユーロ地域で平均10.2%、EUで9.5%になるものと予測されている。

これまで失業率の最も大きな上昇が記録されたのはスペイン、エスト

ニア、アイルランドおよびラトビアであり、これらの国はすべて厳しい住宅市場の悪化の影響を受けた国である。

＜インフレ率は急速に低下＞

現時点での数少ない明るい点のひとつは最近の商品価格の下落やインフレの低下であり、これらは家計の実質可処分所得を増やし、家計消費減少のクッションの役割を果たすことになると思われる。

ユーロ圏のインフレ率は08年10月までは3%を上回る水準であった。その後、インフレ率はほとんど半減し、11月には2.1%に低下した。Eurostatの速報推計によれば、12月にはインフレ率は1.6%までさらに低下した。

ユーロ圏のインフレ率は、09年第3四半期には0.5%の底に到達ものと見込まれている。その後インフレ率は09年末までに、2%にリバウンドし、その後は1.75%で安定するものと見込まれる。

インフレ率の低下はEU域内で広く見られ、域内のインフレ率の格差は消滅することが期待されている。

特に最近まで2ケタのインフレ率を経験してきた一部新規加盟国のインフレは、現在では、10年末までに5%以下に低下するものと予測されている。

＜依然続く不確実性リスク＞

以上のように、世界経済が第二次世界大戦後最悪の危機に直面している中で、EU 経済は空前の不安定さを示している。08年秋の予測で指摘された成長の下振れリスクはすでに現実のものとなっており、予測の大幅な下方修正をもたらしている。一方、08年11月の予測で挙げられたその他のリスクのいくつかも依然として消えていない。

今回の金融危機は、現在では、1930年代以降の世界経済に対する最も厳しい金融ショックであったということが広く認識されているが、現在の経済成長予測に対しても引き続き大幅な下振れリスクの源となっている。EU や各国によってこれまでとられてきた対策はシステミックな崩壊を防いできたし、一部の市場部門では状況は改善してきた。しかし、全般的な状況は依然として脆弱なままで

ある。成長予測が急速に悪化するにつれて、実体部門と金融部門との間の負の連関リスクが高まっており、このリスクは現在の予測で想定されたよりもより強くより長期的なものとなっている。ビジネスおよび消費者の信認は過去数ヵ月間、先例のないほどの悪化を示し、歴史的な低水準に落ち込んだ。そして、特に失業の増大とともに、長期的で深い景気後退についての懸念が広がるにつれて、景況感の悪化がしばらくの間は続く可能性が大きくなっている。加えて、固定資産や金融資産価格の下落によって引き起こされたマイナスの厚生効果が国内需要をさらに押し下げる効果を持つことになるものとみられる。

金融危機はまた、融資条件の厳格化や利用できる融資額の減少が住宅販売の下振れを大幅で長期的なものにする可能性があるため、一部の加盟国（特に、アイルランド、スペイン、デンマーク、フランス、スウェーデンおよび英国）における住宅市場価格の下落の進行と結びついた下振れリスクを高めてきた。金融市場の収縮はまた、ユーロ圏やEUの高

い対外赤字や債務を持つ加盟国に大きなマイナスの影響をもたらすことが考えられる。高い対外債務返済負担は、国内で利用できる所得の喪失を意味し、これが究極的に成長を制約する可能性がある。

その他の成長に対する下振れリスクとして考えられるのは、対外インバランスの継続と結びついた外国為替相場の大幅な変動の可能性である。ユーロは08年の夏以降、主要加盟国におけるGDP成長見通しや金利の見通しの再評価に沿った形で、夏以降、かなり切り下げられてきた。また、外国為替市場は、金融部門の動向や財政赤字の拡大などに強く反応して、不安定な局面に直面してきた。このことは、金融危機が続く限り、突然、大幅な為替変動が発生するというリスクが存在することを示している。また、保護主義の高まりや、貿易や資本の流れを歪めるようなその他の政策がとられる可能性もあり、現在の成長予測に対する更なる下振れリスクを示している。さらに、金融危機によって新興国が突然の資金流入のストップや為替相場への圧力に晒された場合には、新興国が現在

想定されているよりも世界の景気後退の影響をより大きく受ける可能性もある。

プラス面を見ると、発表されている経済回復および救済パッケージの迅速かつ完全な実施が、現在予想されているよりも投資家や消費者の信頼回復により効果的である可能性がある。もう一つのプラス要因は、経済のマイナス成長見通しや商品価格の急落により、インフレが現在予想されているより速く低下する可能性があることである。インフレが予想よりも速く低下した場合、その分、可処分所得が増え、民間消費支出を増やすことになる。

全般的にみると、EUの経済見通しは依然として大きな不確実性に取り囲まれているように見える。

II 欧州経済回復計画

欧州経済回復計画の概要

前節で述べたような経済状況のなか、欧州委は2008年11月26日に「欧州経済回復計画」を発表し、不況スパイラルを回避し、経済・雇用を持続するため、EUが団結して強固か

つ迅速果敢な行動をとる必要性を強調した。08年12月に開催された欧州理事会（EU首脳会議）も、欧州経済回復計画をEUレベル、加盟国レベルでの行動にあたって首尾一貫した枠組みとなるとして支持した。

欧州経済回復計画は2つの柱とそれに対する一つの原則から成っている。柱の一つは、①加盟国の財政規律について定めた安定・成長協定（Stability and Growth Pact）を尊重しつつ需要と消費者の信頼を回復させ、EU経済に購買力を注入するため、加盟国とEUが2,000億ユーロに上る予算に合意すること、もう一つは、②EUの長期的競争力強化を目的として、短期的かつ直接的なアクションとして「適切な投資（smart investment）」を行うことである。この「適切な投資」とは、将来的なニーズに向けた適正な技能に投資することであり、具体的な投資分野としては、①エネルギー効率分野（雇用創出と省エネを同時に達成）、②クリーン技術（建設・自動車産業等の将来的な低炭素市場を促進）、③インフラおよびエネルギー・通信網の相互接続（効率とイノベーションの向上）

が提示された。

また計画が掲げる原則は、「結束と社会正義」の考えに立ち、経済的困難の時期にEUのとり行動は最も困っている人々に向けたものでなければならぬというもの、社会保障負担の引き下げや、既存の構造基金や結束基金を通じた失業者の長期的な雇用改善、社会的に弱い立場にある人々のニーズに対応するといった点が計画に盛り込まれている。

経済回復計画の予算規模

欧州委員会が提示した総額2,000億ユーロのうち、約1,700億ユーロ（GDP比1.2%）は主要加盟国の財政出動、残る300億ユーロ（同0.3%）は欧州委員会と欧州投資銀行（EIB＝European Investment Bank）などのEU機関が拠出する。EU機関による予算300億ユーロの負担内訳は、欧州委員会が約144億ユーロ、EIBが約150億ユーロ、欧州復興開発銀行（EBRD＝European Bank for Reconstruction and Development）が約5億ユーロを拠出する計画である。

欧州委員会は144億ユーロのうち、エネルギー相互接続およびブロード

バンドのインフラプロジェクト等向けに 50 億ユーロを充当するが、その詳細な金額内訳と具体的な対象プロジェクトを 2009 年 1 月に提案している（表 II-2）。

EIB は 2008 年 12 月 16 日に、2009～10 年の 2 年間の追加融資枠（各年 150 億ユーロ）を表 II-3 のとおり承認している。EIB の投資により、民間部門や他の国際銀行などからの投資呼び込みも見込まれ、2 年間で 720 億ユーロの追加投資が期待されている。

加盟国の予算措置に対する提案

欧州委員会は加盟国に、1,700 億ユーロの財政出動を要請したが、その方法については各国の置かれる状況

が異なることから、欧州経済復興計画では、加盟国の予算措置は、①タイムリーであること、②一時的なものであること、③問題の根元に向けてターゲットを絞ったものであること、④事前に調整されたものであること、の 4 点が原則として示されている。

加盟国が検討すべき具体的な措置としては、失業手当の一時的な長期化やインフラプロジェクトなど公共支出の増大、短期的に運転資本不足を補う政府保証・融資助成、エネルギー効率に対する財政インセンティブ、所得税や雇用主の社会保障負担の一時的軽減、VAT（付加価値税）税率の一時的減免などを挙げている。

表 II - 1 EU 機関による 2009 年の追加資金枠の内訳

（単位；億ユーロ）

	金額
欧州委員会	約 144
欧州投資銀行(EIB)	約 150
欧州復興開発銀行(EBRD)	約 5
合計	約 299

（出所）欧州委員会、A European Economic Recovery Plan より作成

表Ⅱ-2 欧州経済回復計画に対するEU予算の内訳（欧州委員会の 2009 年拠出）

（単位；億ユーロ）

項目			金額
社会・結束基金	欧州社会基金(ESF)の支払い前倒し		18
	結束基金の支払い前倒し		45
インフラ等	エネルギー	ガス相互接続(6 プロジェクト)	10.25
		電力相互接続(4 プロジェクト)	7.05
		ガス・電力小離島イニシアティブ (マルタ、キプロス)	0.2
		・エネルギー相互接続プロジェクト計	17.5
		・洋上風力(5 プロジェクト)	5
	・CCS(5 プロジェクト、11 サイト)	12.5	
過疎地開発	ブロードバンドのインフラプロジェクト向け	10	
	CAP の精度調整作業で特定された課題 取り組み(2)	5	
「適切な投資」 官民イニシア ティブ	クリーン自動車(イニシアティブ総額 50 億ユーロ) 建物エネルギー効率(イニシアティブ総額 10 億ユーロ) 未来の工場(イニシアティブ総額 12 億ユーロ)		21
TEN-T 向け資金の前倒し払い			5
その他プロジェクト			5
欧州委員会計			144

注；(1) 現行予算の未執行分の組み直しによる拠出。

(2) EU 農相理事会が 2008 年 11 月 20 日に合意した 09 年以降の新共通農業政策 (CAP) に向けた制度調整のための「ヘルスチェック」では、次の 5 分野が課題として特定された；気候変動、再生可能エネルギー、水質管理、生物多様性、酪農部門の再編。

(出所) 欧州委員会、2008 年 11 月 26 日付および 09 年 1 月 28 日付プレスリリース

表Ⅱ－３ EIB の 2009・10 年の追加融資枠

(単位；億ユーロ)

項目	2009・10 年各年に おける EIB の追加 投資	左記資金により 2009～10 年 の 2 年間に期待される世界 からの追加投資額
中小企業 (SMEs) および中規模資本 企業 (mid-caps) 向け ⁽¹⁾	35	140
エネルギー、気候変動、インフラ (クリーン交通を含む)	60	360
地域経済収れんの目標 ⁽²⁾ ための貸付	25	100
柔軟性を持たせた準備金	30	120
計	150	720

注；(1) EIB の定義では SMEs (Small and Medium Enterprise) は、従業員 250 人以下の企業。一部措置においては年間売上高 5,000 万ユーロ以下、バランスシート計 4,300 万ユーロという基準も適用されている。中規模資本企業 (Mid-cap companies) は従業員 250 人超 3,000 人以下。

(2) 2007～13 年の地域政策において、国民 1 人当たり GDP が EU25 カ国 (ブルガリアとルーマニアを除く) 平均の 75% を下回る地域が同目標のための貸付対象とされている。欧州委員会によれば、現在、計 18 カ国 84 地域が欧州地域開発基金 (ERDF ; European Regional Development Fund)、欧州社会基金 (ESF)、結束基金の対象とされている。

(出所) 欧州投資銀行 (EIB)

また、加盟国の財政規律について
定めた安定・成長協定の尊重につい
ては、金融危機とリセッションとい
う状況下では、2005 年の改定で認め
られている柔軟性により政府予算増
大が正当化されるとの見解を示した。
上記のような財政出動で財政赤字の
上限基準 (GDP 比 3%) を超えるケ
ースが一時的にあっても、経済回復

に伴う予算措置がとられれば協定に
違反することにならないとしている。
また、需要を下支えし回復力を促進
するため、各国のニーズに即した構
造改革を財政政策に並行して進める
べきとしている。

08 年 12 月の EU 首脳会議では、
加盟国に対して安定・成長協定に沿
って中期予算目標を出来るだけ早期

に回復させるよう促した。EU 首脳会議はまた、加盟国の予算措置に対する共通アプローチとして、以下の指針を示した。

- ・需要促進のための措置は、即時効果をもたらすことを狙った、期間を限定した措置であり、影響を受けた部門と加盟国の経済構造で最も重要な部門（例えば自動車、建設部門）を目標としたものでなければならない。
- ・加盟国の状況によっては、これらの措置は公共支出増大、税負担軽減、社会保障費負担低減、一部部門の企業に対する補助、世帯向けの直接補助の形をとることができる。
- ・これら措置は、リスボン戦略で想定されている構造改革実施のさらなる努力を伴うべきである。構造改革は、企業の競争力向上や中小企業支援の強化、雇用、イノベーション、R&D、教育・訓練の促進につながるような投資・インフラへの資金増加に向けるべきである。

リスボン戦略の優先分野における10のアクションが重点項目

EUは2000年3月に成長と雇用のためのリスボン戦略を採択（05年3月にこれを見直して新リスボン戦略を採択）して、10年までに成長と雇用の戦略目標を達成することを目指して改革に取り組んでいる。

欧州委員会では、今回の欧州経済回復計画においても、リスボン戦略の優先分野に即した取り組みが必要だとして、リスボン戦略の優先分野である、①市民、②企業、③インフラおよびエネルギー、④研究およびイノベーション、の4分野に関連して10のアクションプログラムを提案した。欧州経済回復計画に盛り込まれた優先分野別のアクションプログラムは表II-4のとおりである。

ちなみに、EU 関係機関と加盟国を合わせた2,000億ユーロはEUのGDPの1.5%に相当するが、欧州委員会では、09年1月の中間経済予測の中で、上記の重点項目に沿った予算の配分は表II-5のようになると推計している。

表Ⅱ－４ リスボン戦略の優先分野におけるアクションプログラム

	市民	ビジネス	インフラ	研究・イノベーション
アクションプログラム	<p>①EUレベルでの雇用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 低技能労働者や余剰解雇された労働者の訓練・雇用を目的として、a) 欧州社会基金(ESF)へのアクセスの簡素化、b) 欧州グローバル化調整基金のルール改定など。 	<p>③企業の資金調達強化</p> <ul style="list-style-type: none"> EIBによる中小企業、中規模資本企業向けの融資枠の引き上げ。 研究、イノベーション、訓練、環境保護への国家援助に対する欧州委員会の承認の迅速化。 	<p>⑤欧州のインフラ近代化のための投資拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 50億ユーロをエネルギーインフラの相互接続やブロードバンド・インフラのプロジェクトに追加投入。 欧州横断交通ネットワーク(TEN-T)プロジェクトの早期実施。 EIBによる気候変動、エネルギー安全保障、インフラ投資への資金供与の増額(年間最大60億ユーロ)。 	<p>⑧R&D、イノベーション、教育への投資拡大</p> <p>⑨自動車および建設産業のためのクリーン技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低50億ユーロの「欧州グリーン車イニシアティブ」の実施。 官民パートナーシップで「欧州省エネイニシアティブ」の実施(推定10億ユーロ)。 「未来の工場イニシアティブ」でEUの製造業の技術基盤を製造業部門全体で引き上げ(推定12億ユーロ)。
	<p>②雇用需要の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 低技能労働者の雇用可能性を高め、低収入層の社会保障負担の軽減などを検討。 加盟国で一時的に認められている労働集約サービスのVAT税率軽減措置の恒久化。 	<p>④企業の負担手続きの軽減と起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業手続きの簡素化、零細企業に対する年次会計報告書作成義務の免除、欧州会社法(SPE)の資本要件を1ユーロにするなど。 公共機関による支払いの迅速化、電子インボイスの普及など。 	<p>⑥建物エネルギー効率の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー性能の高い建物に対する不動産税の減税など。 「エネルギー、気候変動、インフラのための2020年基金」の設置。 <p>⑦グリーン製品の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン製品・サービスに対するVAT税率の軽減など。 電気製品の電力消費等の環境パフォーマンス基準の早急な実施。 	<p>⑩高速インターネットの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年までに高速インターネットの普及率を100%にする。 「欧州のインフラ近代化のための投資拡大」の資金50億ユーロから、ネットワークへの投資に10億ユーロを割り当て。

(出所) 欧州委員会、A European Economic Recovery Plan より作成

表 II - 5 EU および加盟国の分野別財政支援

(単位 ; 対 GDP 比、%)

	2009	2010
家計の購買力支援	0.5	0.2
労働市場に対する支援	0.1	0.0
企業支援(投資インセンティブを除く)	0.2	0.1
投資促進支援	0.3	0.1
合計	1.0	0.5
GDP 成長効果	0.8	0.3

(出所) 欧州委員会、Interim Forecast January 2009

主要国の景気対策

<ドイツ>

ドイツ政府は 2008 年 11 月に 500 億ユーロの景気刺激対策を発表した。この景気刺激策では、法人税減税や所得税減税など一般的な減税は盛り込まれなかったが、企業の投資活動の支援や中小企業の経営危機対策、インフラ投資促進、地球温暖化対策への貢献、技能の低い労働者の再教育などの対策が盛り込まれた。対策の主な項目と内容は以下のとおりである。

○企業の投資活動への支援

- ・機械、自動車などの投資税について、09 年から 2 年間、最高 25% の

減価償却を認める（減価償却を短期間に集中的に行うことが可能になるため、政府は、この措置はとりわけ機械産業に貢献すると期待している）。

○中小企業対策（150 億ユーロ）

- ・貸し渋りや貸しはがしなど、中小企業の信用収縮に備えて、政府系金融機関の復興金融公庫から 150 億ユーロの信用供与。

○地球温暖化対策（30 億ユーロ）

- ・地球温暖化対策の一環として、エネルギー効率を高めるための改善や改修に 30 億ユーロの追加支出。

○インフラ整備（20 億ユーロ）

- ・09 年と 10 年の 2 年間、鉄道、高速道路、水路など重要な交通イン

フラ計画や鉄道の騒音対策のために、20億ユーロを追加支出。

○地域構造改革（30億ユーロ）

- ・構造問題を抱える地域の改革のために、09年と10年に計30億ユーロを支出。

○新車購入の場合の自動車税の免除

- ・新車購入後1年間、自動車税を免除。
- ・ユーロ5、ユーロ6基準の新車を購入した場合は、自動車税を免除。

○住居の維持、改修

- ・各家庭が住居の維持、改善のために支出する際の補助を1,200ユーロに倍増。

○操業短縮手当での支給期間の延長

- ・操業短縮手当での支給期間を12ヵ月から18ヵ月に延長。
- ・また技能の低い労働者が再教育を受ける場合も支給の対象とする。

しかし、上記の刺激策は欧州最大の経済規模のドイツとしては規模が小さすぎるという内外の批判を受け、追加措置を決定した。連邦政府が09年1月13日に発表した景気刺激策は、09～10年の2年間で500億ユーロを投入するもので、早期の議会承認が

得られれば、09年7月1日からの実施となる見通しである。主な内容は以下のとおりである。

○公共投資（170億ユーロ）

- ・道路や鉄道、学校・大学、病院の建設・補修、高速インターネット網等の公共投資。
- ・170億ユーロのうち、連邦政府の拠出は140億ユーロの見通しで、残りは州政府が拠出する計画。

○所得減税

- ・所得税控除額を現行の7,664ユーロから2010年に8,004ユーロに引き上げ。
- ・所得税の最低税率を15%から14%に引き下げ。

○医療保険料の引き下げ（減税規模は総額90億ユーロに相当）

- ・医療保険料を0.6ポイント引き下げ14.9%にする（医療保険料は労使双方が50%ずつ負担しており、双方に恩恵がある）。

○自動車産業支援

- ・車齢9年を超える車輛を「Euro4」以上に対応する新車に買い替える場合、2,500ユーロを支給。

○児童に対する支援

- ・子供（6～13歳）1人当たり100

ユーロの補助金支給。

- ・長期失業者に対する児童手当の引き上げ。

このほか、企業に対する信用・融資保証プログラム(1,000億ユーロ規模)が計画されている。

<フランス>

サルコジ大統領が2008年12月に発表した、景気刺激策(09~10年の2年間で約260億ユーロ規模)の内容は以下のとおりである。

- 企業のキャッシュフローの改善(約115億ユーロ)
- ・研究開発(R&D)投資にかかわる法人税の税額控除や付加価値税(VAT)還付などの即時実施。
- 住宅関連(約18億ユーロ)
- ・低所得者向け公営住宅7万戸の新規建設、住宅のエネルギー効率改善のための改修工事に対する無利子ローンなど。
- 国営企業のインフラ投資(約40億ユーロ)
- ・鉄道(高速鉄道建設プロジェクトの迅速化など)、エネルギー、郵便事業に携わる国営企業のインフラ投資。

- インフラプロジェクトの融資保証(約80億ユーロ)

- ・インフラプロジェクトの官民パートナーシップに対する融資保証。
- 自動車・建設産業に対する措置(15億2,000万ユーロ)
- ・使用10年以上の車両からエネルギー効率の高い車両に買い替える消費者に対して1台当たり1,000ユーロを支給(総額推定2億2,000万ユーロ)。
- ・自動車メーカーの競争力強化に向けた電気自動車などのR&A投資などに3億ユーロ。
- ・ルノーおよびプジョーの金融サービス部門に対する支援として10億ユーロの融資保証。
- 消費支出促進(総額推定7億6,000万ユーロ)
- ・消費支出促進のため、低所得世帯に200ユーロを09年第1四半期末に特別支給。

以上に加えて、09年2月9日には、総額75億ユーロの自動車産業救済策が発表された。また、フランス政府は、08年11月、資金難に陥った中小企業の支援や自国企業を外国企

業による買収から保護する狙いで 200 億ユーロの投資ファンドの設置を発表している。

<英国>

英国政府は 2008 年 11 月、09～11 年度予算編成方針 (Pre-Budget Report 2008) の中で景気刺激策を発表した。3 年間で総額 200 億ポンドの予算となる。内容は以下のとおりであるが、VAT (付加価値税) の引き下げが目玉となった。

○税制措置

- ・ VAT の標準税率を、現行の 17.5% から、08 年 12 月 1 日から 09 年 12 月 31 日まで一時的に 15.0% に引き下げる。
- ・ 08 年 5 月に発表した所得税基礎控除額の増額を延長し、09 年 4 月からは前年度の 600 ポンドからさらに 130 ポンド増額する (10 年度も同額を維持)。
- ・ 一時的に財政困難に陥っている企業に対し、歳入関税庁 (HMRC) への税金支払いを可能な期限内での分割納付を認める。

○インフラ投資

- ・ 10/11 年度の公共投資予算のうち

30 億ポンドを 08/09 年度と 09/10 年度に振り替え、住宅、交通、病院、教育等の建設に投資する。社会住宅への追加予算を 7 億 7,500 万ポンド、また、賃貸社会住宅への支援を含む再開発投資に 5 億 7,500 万ポンドを投入する。

- ・ エネルギー効率、鉄道輸送能力強化、洪水対策など環境対策の資本投資に 5 億 3,500 万ポンドを追加投資する。

○中小企業対策

- ・ 中小企業に 10 億ポンドの融資保証を行う「小規模事業融資スキーム」 (Small Business Finance Scheme) を 09 年初めに新設する。
- ・ 小規模輸出業者の借り入れを支援する 10 億ポンドの輸出保証機関 (Export Credit Guarantee Department) を設立する。
- ・ 中小企業に対して 5,000 万ポンドの資本基金を提供する。
- ・ 予定されていた法人税率の引き上げを 1 年間延期する。

○社会保障

- ・ 09 年 4 月に予定されていた児童手当 (Child Benefit) の増額 (平均 22 ポンド) を前倒しし、09 年 1

月から実施する。また、児童税額控除（CTC；Child Tax Credit）の子ども1人当たりの税額控除（Child Element）引き上げ（25ポンド）を1年前倒しし09年4月から実施する。

- ・年金受給者全員に一律60ポンドを新年に支払う。
- ・失業者の就労支援に13億ポンド追加する。

○その他

- ・負債を抱える世帯向けの助言サービスを維持するため計1,585万ポンドの予算を追加する。

また、08年12月3日の女王施政方針演説でも、低所得者の貯蓄支援（300ポンドを上限に貯蓄1ポンド当たり政府が50ペンスを上乗せ支給）などが発表された。

Ⅲ まとめ

第Ⅰ節で見たように、欧州委員会は、1月の中間経済予測で、EU経済の景気の後退は2009年央まで続き、10年に入ってゆるやかな回復を示すものと予測している。第Ⅱ節で概観したEU機関や加盟国が実施して

いる大型の経済回復計画は各国の経済成長を下支えするという点で一定の効果をもたらしていると評価されている。しかし、EU経済が10年に緩やかな回復を示すというシナリオは、欧州委員会が中間経済予測の中で触れているように、EU経済に内在する様々な下振れリスクが顕在化しないという前提に立っており、EU経済の景気後退が本当に10年に回復に向うのか予断を許さない状況にある。EU統計局が09年4月に発表したユーロ圏15カ国のGDPの改定値でも08年第4四半期のGDPは前期比でマイナス1.6%（年率ではマイナス6%台前半）と2月中旬の速報値を0.1ポイント下方修正しており、深刻な経済の悪化が続いていることがうかがわれる。

さらに、今年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザがどこまで広がりを見せ、それが経済や貿易にどのような影響を与えるかといった従来想定されていなかったリスクがEU経済回復の足を引っ張る可能性もある。

＜懸念される財政収支の大幅悪化＞

EUが実施している2,000億ユーロの景気対策に関連して、今後大きな問題となりそうなのが、大規模な景気対策の実施に伴う加盟国の財政収支の大幅な悪化である。

欧州委員会は、この点について、1月の中間経済報告の中で、「2009年においては、ほとんどすべてのユーロ圏加盟国の財政ポジションは悪化する」としており、ユーロ圏においては、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガルおよびスロベニアで財政赤字はGDP比3%の財政基準を超え、特にアイルランドは大幅な財政赤字の増大を経験しつつあるとしている。そして、ベルギー、ドイツ、マルタ、オーストリア、およびスロバキアでも財政赤字はGDPの2.5~3%の範囲で増大することになると予測している。さらに10年においては、加盟国の大部分で財政ポジションはさらに悪化し、ベルギー、ドイツ、オーストリア、およびスロバキアで財政赤字はGDP比3%の基準値を超えると予測している。

ユーロ圏以外の加盟国でも、事態は深刻である。経済回復策の切り札としてVAT（付加価値税率）の引き下げに踏み切った英国では09年の赤字はGDP比8.75%と前年に比べて4ポイント以上拡大するものと予測されている。中・東欧諸国では、ルーマニアとラトビアが08年以降、エストニアとポーランドが09年以降、GDP比3%の基準値を超えるものと予測されている。

こうした各国の財政赤字の増大は、景気後退がさらに長引いた場合の更なる財政出動の余地を狭めることになるとみられる。しかしより基本的には、通貨ユーロの信認のベースとなる財政規律の遵守という点で、財政赤字の拡大は、将来のユーロに対する信認の低下に結びつくことが懸念される。景気が回復した段階で各国はGDP比3%の財政規律に回帰すべく財政再建に取り組むことになると思われるが、よほどの好景気が続かない限り、一度膨らんだ財政赤字を元に戻すことが如何に困難であるかはこれまでの経験が物語っている。今回の経済危機は、ユーロ圏にとって景気が回復した後も通貨ユーロへ

の信認という意味で大きな爪あとを残しそうである。

もともと、金融危機はユーロ圏にとって“悪い”ことばかりではない。EUで金融危機の影響が高まった08年秋、EU15の中で、非ユーロ導入国のデンマークとスウェーデンが相次いでユーロ導入の方針を明らかにした。EU15の中で、現時点で、ユーロを導入していないのは、英国、スウェーデン、デンマークの3カ国のみである。このうち英国とデンマークはEUが特例的に通貨統合への不参加（オプトアウトの権利）を認めているが、スウェーデンの場合には03年の国民投票で通貨統合への反対票が過半数を占めたため、通貨統合を定めたEU条約に反してユー

ロを導入できない状況が続いていた。

ここにきて、スウェーデンとデンマークがユーロ導入の方針を決めたのは、金融危機による自国通貨の下落などにより「ユーロ圏外にとどまるコスト」が大きくなってきたことが背景にあると見られる。デンマークの場合は11年までに、また、スウェーデンの場合は13年をメドにユーロ導入の是非を問う国民投票を実施する方針という。

両国のユーロ圏入りが実現すれば、経済圏としてのユーロ圏の基盤が大幅に拡大・強化されることに加え、今後の英国におけるユーロ導入論議にも大きな影響を与えることになるものと予想される。